

## 令和元年第 6 回宮崎市議会（12 月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	30 件
報告	.....	12 件
合計	.....	42 件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（30 件）

- ①令和元年度補正予算案（4 件） ⇒ 議案第 202 号～議案第 205 号
- ②一部事務組合に係る協議（3 件） ⇒ 議案第 206 号～議案第 208 号
- ③工事請負契約の締結（1 件） ⇒ 議案第 209 号
- ④町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更（2 件）  
⇒ 議案第 210 号・議案第 211 号
- ⑤公の施設の指定管理者の指定（12 件） ⇒ 議案第 212 号～議案第 223 号
- ⑥訴えの提起（1 件） ⇒ 議案第 224 号
- ⑦条例案（7 件） ⇒ 議案第 225 号～議案第 231 号

##### (2) 報告（12 件）

- ①決算不認定に係る措置の報告（1 件） ⇒ 報告第 46 号
- ②専決処分の報告（11 件） ⇒ 報告第 47 号～報告第 57 号
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（11 件）

### 3 議案の概要

令和元年度補正予算案（4件）

#### 《一般会計》

議案第202号 令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）案

【財政課（予算担当課）】

#### 《特別会計》

議案第203号 令和元年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第1号）案

議案第204号 令和元年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第205号 令和元年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）  
案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和元年度12月補正予算案概要」のとおり

議案第206号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に関する協議について【廃棄物対策課】

◇提案理由

宮崎県中部地区衛生組合を解散することについて、東諸県郡国富町と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇解散期日

令和2年3月31日

議案第207号 宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について  
【廃棄物対策課】

◇提案理由

宮崎県中部地区衛生組合の解散に伴う財産処分について、東諸県郡国富町と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇処分内容

令和2年3月31日をもって宮崎県中部地区衛生組合を解散することに伴い、同組合の財産を次のように処分するもの。

1 土地及び基金

次の表の割合により、本市及び東諸県郡国富町に帰属させる。

構成団体	割合
宮崎市	1000分の704
東諸県郡国富町	1000分の296

2 建物及び備品

本市に帰属させる。

◇提案理由

宮崎県中部地区衛生組合理約の一部を変更することについて、東諸県郡国富町と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇主な変更内容

次の1条を追加する。

(決算の認定等)

第16条 決算の審査及び認定は、宮崎市が行う。

◇施行期日

知事の許可のあった日

## ◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

## ◇工事名

昭和通線（小戸之橋）取付道路整備工事（但し橋梁工）

## ◇工事概要

- 1 工事内容 小戸之橋の取付道路の高さ変更に伴う、既設橋（古川橋）の架替工事  
既設橋 L=12.1m W=15.8m（プレテンション単純I桁）  
既設橋撤去 N=1式  
新設橋  
地盤改良工 N=1式  
下部工（既設橋台継足し構造） N=2基  
上部工（合成H鋼桁橋 L=12.8m W=16.8m クレーン架設工法）  
橋面防水工 A=187㎡  
As舗装工 A=187㎡
- 2 工事場所 宮崎市城ヶ崎3丁目
- 3 完成期限 令和2年10月30日

## ◇契約の方法

条件付一般競争入札

## ◇契約の金額

232,100,000円

## ◇契約の相手方

志多・旭洋特定建設工事共同企業体

議案第 210 号 町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更について 【区画整理課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業の収束に伴い、新たな町の区域及び名称を設定すると同時に、事業区域に係る字の区域を変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業の施行区域について、事業実施に伴い従来の字界が原形を留めなくなったため、町界を現況に即したものに整備することとし、新たな町名「松小路」を設定し、併せて事業区域に係る字の区域の変更を行うもの。

議案第 211 号 町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更について 【区画整理課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業の収束に伴い、新たな町の区域及び名称を設定すると同時に、事業区域に係る字の区域を変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業の施行区域について、事業実施に伴い従来の字界が原形を留めなくなったため、町界を現況に即したものに整備することとし、新たな町名「飯田一丁目」、「飯田二丁目」、「飯田三丁目」及び「飯田四丁目」を設定し、併せて事業区域に係る字の区域の変更を行うもの。

**議案第212号から議案第223号まで 指定管理者の指定について（12件）**

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

**議案第212号 宮崎市清武文化会館の指定管理者の指定について 【文化・市民活動課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市清武文化会館	トールツリーグループ 代表構成員 東福互光株式会社 構成員 株式会社ケイミックス パブリックビジネス	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

**議案第213号 宮崎市養護老人ホーム清流園の指定管理者の指定について**

**【長寿支援課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市養護老人ホーム清流園	社会福祉法人日向更生センター	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

**議案第214号 東高岡保育所の指定管理者の指定について**

**【保育幼稚園課】**

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
東高岡保育所	社会福祉法人公成福祉会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第215号 宮崎市青島ビーチセンターの指定管理者の指定について 【観光戦略課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市青島ビーチセンター	渚の交番青島プロジェクト実行委員会 代表構成員 公益社団法人宮崎市観光協会 構成員 特定非営利活動法人宮崎ライフセービングクラブ	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第216号 青島参道南広場の指定管理者の指定について 【観光戦略課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
青島参道南広場	一般財団法人みやざき公園協会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第217号 宮崎市青島パークゴルフ場の指定管理者の指定について 【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市青島パークゴルフ場	宮崎交通株式会社	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第218号 宮崎市橘通東3丁目駐車場の指定管理者の指定について 【公園緑地課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市橘通東3丁目駐車場	文化グループ連合体 代表構成員 株式会社文化コーポレーション 構成員 宮崎総合警備株式会社	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第219号 宮崎市交流プラザきよたけの指定管理者の指定について

【清武総合支所 地域市民福祉課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市交流プラザきよたけ	株式会社四季の夢	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第220号 宮崎科学技術館の指定管理者の指定について 【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎科学技術館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第221号 大淀川学習館の指定管理者の指定について 【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大淀川学習館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第222号 宮崎市生目の杜遊古館等の指定管理者の指定について

【教育委員会 文化財課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市生目の杜遊古館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
宮崎市佐土原歴史資料館		
宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館		

議案第223号 宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定について

【教育委員会 文化財課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市安井息軒記念館	特定非営利活動法人安井息軒顕彰会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第224号 訴えの提起について

【工業政策課】

◇概要

補助金の返還を求める訴えを提起するもの。

◇請求の要旨

- (1) 被告は、市に対し、金3210万円及びこれに対する令和元年10月11日から支払済みまでの遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

◇訴訟遂行の方針

判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。

**議案第225号から議案第231号まで 条例案（7件）**

議案第225号 宮崎市印鑑条例の一部改正について

【市民課】

◇提案理由

利用者証明用電子証明書の記録がされた個人番号カードの利用による印鑑登録証明書の交付を行うため。

◇主な内容

新たに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の記録がされた個人番号カード（マイナンバーカード）の利用による印鑑登録証明書の交付を行う。（第14条）

◇施行期日

規則で定める日

議案第226号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【人事課】

◇提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 宮崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

報告事項の対象から、パートタイム会計年度任用職員を除外する。（第3条）

2 宮崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。（第18条）

3 宮崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員が部分休業をした場合の給与の取扱いを定める。（第22条）

4 公益的法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正による条項ずれの修正等を行う。（第2条）

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される宮崎市職員の処遇等に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正による条項ずれの修正等を行う。（第2条）

6 宮崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の休職の効果を定める。(第3条)

7 宮崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の減給の効果を定める。(第4条)

8 宮崎市旅費支給条例の一部改正

(1) 会計年度任用職員に対する旅費の支給について定める。(第2条、第3条)

(2) 国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、事故等により旅費の全部又は一部を喪失した場合の取扱い等について定める。(第3条)

9 宮崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正による条項ずれの修正を行う。(第12条)

10 市長等の退職手当に関する条例の一部改正(附則による改正)

宮崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正による文言の修正を行う。(第6条)

◇施行期日

令和2年4月1日(一部については、公布の日。経過措置の規定あり。)

議案第227号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
【人事課、保育幼稚園課、区画整理課、上下水道局 管理部 総務課、消防局 総務課】

◇提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 宮崎市職員の給与に関する条例の一部改正

地方公務員の成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の規定（地方公務員法第16条第1号）が削除されたことに伴い、職員の休職給、期末手当及び勤勉手当の支給に係る成年被後見人又は被保佐人に関する規定を削る。（第13条、第19条、第19条の2、第19条の4）

2 宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

地方公務員の成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の規定（地方公務員法第16条第1号）が削除されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に係る成年被後見人又は被保佐人に関する規定を削る。（第11条、第12条）

3 宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

児童福祉法の改正による条項ずれの修正を行う。（第23条）

4 宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業施行条例の一部改正

飯田土地区画整理審議会の学識経験委員について、成年被後見人又は被保佐人に該当することとなった場合に解任する規定を削る。（第18条）

5 宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

地方公務員の成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の規定（地方公務員法第16条第1号）が削除されたことに伴い、職員の期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給に係る成年被後見人又は被保佐人に関する規定を削る。（第11条、第12条、第14条）

6 宮崎市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正

消防団員の欠格条項及び失職に係る規定について、成年被後見人又は被保佐人を削る。（第5条、第8条）

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

議案第228号 宮崎市手数料条例の一部改正について

【市民課】

◇提案理由

住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

除かれた住民票の写し等の交付事務が法定化されたことに伴い、今までその他の事務として位置付けしていた手数料を住民基本台帳法に基づく事務として新たに位置付けする。(別表)

◇施行期日

公布の日

議案第229号 宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

保育所について、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とする現行の規制を維持する。(第34条)

◇施行期日

公布の日

議案第230号 宮崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

幼保連携型認定こども園について、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とする現行の規制を維持する。(第10条)

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

災害援護資金の貸付けを受けた者等に報告を求める規定を加える。(第15条)

◇施行期日

公布の日

## 4 報告の概要

報告第46号 平成30年度宮崎市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について  
【資産経営課、総務法制課、人事課、観光戦略課】

### ◇概要

平成30年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定により議会に報告するもの。

### ◇内容

#### 1 不認定となった日

令和元年10月2日

#### 2 不認定となった経緯

決算審査特別委員会の市民経済分科会において、「宮崎白浜オートキャンプ場指定管理料返還金」に関する説明が適切でなかったことに加え、指定管理者による不適切な管理業務が明らかになった。

このことから、指定管理者制度導入施設の管理体制に不信感を抱かせることとなり、結果として決算の不認定となった。

#### 3 講じた措置の内容

消防法に基づく消防用設備等点検と指定管理者制度導入施設の管理体制等について、次の措置を講じた。

##### (1) 宮崎白浜オートキャンプ場における措置状況

###### ① 現状把握と是正措置

ア 平成30年度の消防用設備等点検結果報告書が、所管の南消防署に未提出であったため、指定管理者に対して提出を指導した。

イ 上記の指導に対し、指定管理者は、南消防署に点検結果報告書を提出した。

ウ 平成30年度の指定管理料における消防用設備等点検について、2回の法定点検は実施されていたが、指定管理料の積算根拠であった4回に達していなかったため、差額の返還を受けることとした。

エ 基本協定書第24条に基づき実地調査を実施した結果、平成30年度事業報告書の提出日に遅延を確認したため、観光戦略課において、業務管理の徹底を再確認するとともに、指定管理者に対して指導を行った。

オ 再調査の結果、平成26年度の消防用設備等点検の未実施が判明したことから、費用の返還を受けることとした。

##### (2) 指定管理者制度導入施設における措置状況

###### ① 現状把握と是正措置

ア 指定管理者制度導入施設215施設における平成30年度消防用設備等点検実施状況の調査を実施し、4施設で点検の未実施、3施設で点検は

実施していたものの、点検結果報告書が所管の消防署へ未提出であったことを確認した。

- イ 消防用設備等点検が未実施、未報告であった経緯、理由を整理した。
- ウ 上記アの7施設の施設所管課及び指定管理者に速やかな点検及び報告の実施を指導するとともに、施設所管課及び指定管理者に対して文書による指導を行った。
- エ 消防法以外の法定点検の実施状況について調査することとし（現在調査中）、その結果を基に施設の適正管理に係る通知文書を全庁的に発することとしている。

## ② 再発防止策

- ア モニタリングにおいて、「実地調査確認シート」「指定管理者モニタリングチェックシート」における「確認方法」を示した実施基準を新たに作成し、点検制度の見直しを図った。
- イ 指定管理者制度導入施設の所管課の担当係長に対して法定点検に関する説明会を実施し、消防局による消防用設備等の点検・報告に関する説明等を行うとともに、新たに作成したモニタリングに際しての実施基準について周知を図った。
- ウ 法令に基づき実施することが必要な法定点検について、各施設ごとに「法定点検リスト」を作成し、新年度協定締結の際に協定書に添付するとともに、毎年度終了後に提出する事業報告書において法定点検実施報告書の添付を行うよう見直しを図る。
- エ 指定管理者及び施設所管課に対する指定管理者制度説明会を令和2年1月に開催し、本件を踏まえた「法令遵守の徹底に関する説明」を行う。

## ③ 事務の適正な執行について

- ア 令和2年度より地方自治法第150条に基づく内部統制制度を導入することとしており、今後、その体制整備の中で、指定管理業務の履行管理をはじめ、業務全般にわたるリスクを洗い出し、その対応策を策定、運用することにより事務の適正な執行を確保する。
- イ 議会への説明、報告については、事前に十分な準備を行った上で、その根拠となる資料についても管理職の責任のもとで確認を行うよう、管理職研修など、あらゆる機会を捉え、徹底させる。

## 報告第47号～報告第57号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

### (1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

## 報告第47号～報告第57号 専決処分の報告について

<b>【報告第47号】</b>	<b>【環境業務課】</b>
《事故の概要》	市のごみ収集車と借受人の運転する相手方の普通自動車 접촉し、双方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和元年8月1日
《事故の場所》	宮崎市学園木花台南3丁目30番地11先交差点内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 220,680円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市90%、相手方10%
<b>【報告第48号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	相手方が側溝の蓋の隙間を覆っていたコンクリートの塊につまずいて転倒し、相手方の人身傷害が生じ、後遺障害を残すことになった。
《事故発生日》	平成30年11月27日
《事故の場所》	宮崎市大工2丁目139番地1先道路上
《損害賠償額》	人身傷害及び後遺障害に係る賠償 887,540円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市40%、相手方60%
<b>【報告第49号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成31年3月2日
《事故の場所》	宮崎市大字恒久5737番地1先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 6,642円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%
<b>【報告第50号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	相手方が側溝のますとグレーチング蓋の隙間に足を踏み入れ、相手方の人身傷害が生じた。
《事故発生日》	平成31年4月5日
《事故の場所》	宮崎市東大宮1丁目14番15号先道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 102,915円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%

【報告第51号】	【道路維持課】
《事故の概要》 相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 令和元年7月3日	
《事故の場所》 宮崎市大字生目字庄無田4011番3の道路上	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 16,848円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市60%、相手方40%	
【報告第52号】	【建築住宅課】
《事故の概要》 市営住宅屋上の点検口の劣化により生じたモルタル片が駐車中の相手方の軽自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 令和元年8月7日	
《事故の場所》 宮崎市大字本郷南方4563番地1 宮崎市営住宅国富が丘団地内	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 113,915円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
【報告第53号】	【公園緑地課】
《事故の概要》 相手方が友人とタイヤ型ぶらんこで遊んでいたところ、留め金具が破損して当該ぶらんこが落下し、相手方の人身傷害が生じた。	
《事故発生日》 平成31年4月21日	
《事故の場所》 宮崎市大字本郷北方字高山2485番8 あさひヶ丘ニュータウン緑地広場内	
《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 50,990円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
【報告第54号】	【公園緑地課】
《事故の概要》 相手方が友人とタイヤ型ぶらんこで遊んでいたところ、留め金具が破損して当該ぶらんこが落下し、相手方の人身傷害が生じた。	
《事故発生日》 平成31年4月21日	
《事故の場所》 宮崎市大字本郷北方字高山2485番8 あさひヶ丘ニュータウン緑地広場内	
《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 15,830円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	

**【報告第55号】****【教育委員会 学校施設課】**

《事故の概要》 借受人の運転する相手方の普通自動車が側溝の鉄製蓋の上を通過したところ、跳ね上がった鉄製蓋が車体側面に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成31年3月4日

《事故の場所》 宮崎市佐土原町下田島20756番地1 市立広瀬北小学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 60,383円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

**【報告第56号】****【教育委員会 企画総務課】**

《事故の概要》 駐車中の相手方の小型自動車に市立住吉小学校の児童が引いていたリヤカーが接触し、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成31年4月12日

《事故の場所》 宮崎市大字島之内5383番地 市立住吉小学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 64,000円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

**【報告第57号】****【教育委員会 企画総務課】**

《事故の概要》 市の職員が作業中に草刈機で跳ねた小石が駐車中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 令和元年7月26日

《事故の場所》 宮崎市学園木花台南2丁目13番地 市立学園木花台小学校敷地内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 27,032円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%